

# 原子力発電等に関する要請書

全国原子力発電所所在市町村協議会

# 原子力発電等に関する要請書

福島第一原子力発電所事故によって平穏な暮らしを奪われた被災地の人々は、今もなお厳しく不自由な生活を余儀なくされており、これらの人々が、一日も早く安寧な生活を取り戻せるよう、事故の収束や生活基盤の再建などの取組をより一層加速させなければならない。

一方、全国の立地地域にとって、原子力発電所の安全確保と万一の事態に備えた原子力防災対策は極めて重要な課題である。事業者においては万全の安全対策を速やかに講じ、また、原子力規制委員会においては規制基準に適合するか否かを迅速かつ確実に審査するとともに、その結果について、地元への明確な説明を強く求めるものである。

加えて、地域の実情に応じた原子力防災対策を構築するため、国が主導的立場に立って、必要な対策を行うことが必要である。

また、原子力政策の混乱は、国内の電力供給体制を脆弱なものとし、立地地域の経済を疲弊させたばかりか、原子力が果たしてきた国民生活への貢献を忘却したかのごとく、原子力の立地そのものへの批判を助長させる社会情勢を生み出した。このことは、様々な苦難に直面しながらも、エネルギー確保という国の重要政策に協力してきた立地地域として極めて遺憾なことである。

従って、国においては、立地地域の信頼なくして原子力政策の着実な遂行は成し得ぬことを再度認識し、次の事項に速やかに取り組むよう、総会の総意に基づき強く要請する。

平成26年5月22日

全国原子力発電所所在市町村協議会  
会長 敦賀市長 河瀬 一治

# 重点項目

## 【被災地の復興について】

福島第一原子力発電所事故からの本格的な復旧・復興に向けて、住民の帰還を進める地域がある一方で、生まれ育った故郷への帰還が困難な地域が未だ存在している。国は、帰還を進める地域の雇用・経済活動など生活基盤の再建に向けた必要な取組を加速させるとともに、帰還困難区域の自治体・住民のコミュニティの維持や一日も早い復旧・復興に全力を尽くすことを強く求める。

## 【安全規制・防災対策について】

原子力規制への信頼を取り戻すためには、多様な知見を取り入れた公平かつ科学的な規制や立地地域とのコミュニケーションが密に行われることが必要不可欠である。原子力規制委員会は、遅滞なく全国の原子力発電所及び関連施設の規制基準への適合性審査を行うとともに、規制の現場からの声に誠実に対応することを強く求める。

## 【原子力政策について】

エネルギーは社会経済の根幹であり、安全性を前提に供給安定性・経済性・環境適合性を兼ね備えたものでなければならない。国は、エネルギー基本計画に則った原子力発電の利用に着実に取り組むとともに、核燃料サイクル政策の進展や使用済燃料の中間貯蔵、高レベル放射性廃棄物の処理処分といったバックエンドに関する課題の克服に全力で取り組むことを強く求める。

## 【立地地域対策について】

立地地域は約半世紀にわたり原子力政策に協力し、我が国の発展に寄与してきたと自負している。しかしながら、国の原子力政策の迷走によって、原子力発電所が長期停止を余儀なくされたことや、立地そのものが批判を受けるような社会情勢となったことは、極めて遺憾である。国は、立地地域が誇りと活力を取り戻せるよう、地域の意向に沿った大胆な支援を行うことを強く求める。

# 具 体 的 事 項

## 【被災地の復興について】

### （１）被災地の復旧・復興

- ① 国は、復興施策の実施にあたっては、被災地の意見を十分に踏まえるとともに、早期復興に資するよう、事務手続きの簡素化や被災地の実情にあった柔軟な対応を行うこと。
- ② 国は、事故発生前の状態へ早期に回復するため、被災地の徹底的な除染について責任を持って行うとともに、地元自治体への説明や綿密な調整を図ること。
- ③ 国は、除染廃棄物などの中間貯蔵施設に関し、関係市町村及び地域住民と丁寧な対話を行うとともに、国民に対して、その必要性や健康への影響等について十分に情報を提供すること。
- ④ 国は、雇用・教育・子育て・医療・住居・行政機能などの生活基盤の早期再建や商店等の再開が円滑に進むよう、必要な施策を行うこと。
- ⑤ 国は、福島第一原子力発電所の廃炉に関して、住民の帰還や地域の復興を進める被災自治体の財政に影響を与えぬよう、特段の財政措置を講じること。

### （２）被災者の健康管理

- ① 国は、健康への不安の解消や被ばくによる万一の健康被害に備え、被災者への健康調査及びその検査結果の管理を継続的に行うこと。
- ② 国は、被災者の帰還に伴う健康への不安の解消や被ばく低減のための取組について、責任を持って講じていくこと。
- ③ 国は、被災者に生じた健康被害への補償について、将来にわたり責任を持って行うために、法制化を図ること。
- ④ 国は、事故による放射線の影響について、誤った情報や知識によって被災地や被災者が不当な扱いを受けないよう、国民に対して正しい情報を発信すること。

### （３）被災者への損害賠償など

- ① 国は、福島第一原子力発電所事故に伴い発生したあらゆる被害に対し、被災者が生活再建を果たせるよう、被災者の立場に立ち、実態に見合った損害賠償の方針を示すこと。
- ② 国は、事業者が被災者に対して迅速かつ確実に損害賠償を行うよう、責任を持って指導すること。
- ③ 国は、原子力損害賠償紛争解決センターの組織体制の強化・充実を図り、被災者に対する損害賠償が、迅速・公正・適正なものとなるよう取り組むこと。

- ④ 国は、事業者に対して、紛争審査会の定める指針の趣旨を踏まえた柔軟な対応と誠実な賠償を実行し、原子力損害賠償紛争解決センターが提示する和解案を尊重するよう厳格に指導するとともに、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介の実効性を確保するための必要な法整備を行うこと。
- ⑤ 国は、国策である原子力発電が甚大な原子力災害を招いた責任を強く認識し、長期避難を強いられている被災者の生活再建のため、被災者生活再建支援法が定める長期避難世帯に対する支援と同等の支援制度を創設するなど、国の責任による救済措置を講じること。

#### (4) 福島第一原子力発電所の安全確保

- ① 国は、福島第一原子力発電所の廃止措置や汚染水対策等について、事業者任せにすることなく、国が前面に立ち、国内外からの英知を結集し、安全かつ着実にを行うこと。
- ② 国は、福島第一原子力発電所におけるトラブルが再び大きな事故を招き、地域の復興や住民の帰還を遅らせることのないよう、事業者に対して安全管理を徹底するよう厳格に指導すること。
- ③ 国は、福島第一原子力発電所における作業従事者の安全な労働環境を確保するよう、事業者に対して厳格に指導すること。
- ④ 国は、福島第一原子力発電所敷地内に仮置きされている高線量ガレキの取り扱いについて、その方針を明らかにすること。

## 【安全規制・防災対策について】

### (1) 国民から信頼される安全規制の確立

- ① 原子力規制委員会は、多様な知見を取り入れた公平かつ科学的な議論を尽くし、国民から信頼される安全規制を実行すること。
- ② 原子力規制委員会は、福島第一原子力発電所の事故分析や国内外から得られた新たな知見については、速やかに安全規制に反映し、事業者に対して適切な指導を行うこと。
- ③ 原子力規制委員会は、規制基準適合性に係る審査を遅滞なく進め、原子力発電所等の安全性を速やかに確認すること。また、その結果については、立地地域及び国民に分かりやすく説明し、住民の安心確保に努めること。
- ④ 原子力規制委員会は、原子力発電所における破砕帯調査や耐震安全性評価について、科学的データなどに裏付けられた明確な判断根拠を示し、立地地域及び国民に分かりやすく説明すること。
- ⑤ 原子力規制委員会は、立地市町村への円滑な情報伝達や住民への広報活動の充実を図るため、原子力規制事務所の役割と機能を強化するとともに、立地市町村の説明要請に対しては、原子力規制事務所のみならず、自らが地元へ赴き丁寧な説明を行うこと。
- ⑥ 原子力規制委員会は、統合した原子力安全基盤機構に蓄積された専門的技術や知識を継承し、安全規制に携わる人材の大幅な増強と育成を図り、現場における規制体制を強化すること。

### (2) 原子力防災対策の強化

- ① 国は、原子力防災対策の実効性を向上させるため、緊急時の対応の具体化など、原子力災害対策指針の充実等に努めるとともに、原子力災害時においては主導的な役割を果たすこと。
- ② 国は、避難道路の整備や既存道路の改良、情報伝達のための通信網の強化について、関係省庁が認識を共有し、横断的かつ主体的に関与し、立地地域の状況に応じた対策を早急に講じること。
- ③ 国は、複合災害時においても、緊急時モニタリング結果やSPEEDIの情報など、住民対応に必要な情報を迅速かつ確実に市町村に伝えることのできる体制を構築し、積極的な情報提供に努めること。
- ④ 国は、原子力災害の広域化に備え、広域避難や行政機能移転などについて、関係機関の調整を主導して行うこと。
- ⑤ 国は、要配慮者の輸送を担う消防・自衛隊等の公的機関の任務規定を整備するなど、原子力災害時における避難者の大量輸送手段や要配慮者の避難先の確保・輸送手段を速やかに準備できる体制を構築すること。
- ⑥ 国は、広域避難に係る避難経路・避難方法及び救援物資の輸送方法・計画などを予め設定し、一元的に管理すること。

- ⑦ 国は、オフサイトセンターの施設整備・機能強化及び代替防災拠点の整備を速やかに行うこと。
- ⑧ 国は、原子力災害時において、迅速にスクリーニングや除染などが行える体制の整備を行い、実施場所について明確に示すこと。
- ⑨ 国は、福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえ、避難指示や関係者の調整を戦略的・総合的に行うことのできる専門職員を育成し、事故発生時には迅速に指示、調整を行える体制を整備すること。
- ⑩ 国は、原子力災害時に防災担当職員を市町村に派遣できる体制をあらかじめ確立し、災害発生時には確実に職員を派遣すること。
- ⑪ 国は、各市町村の防災拠点の機能強化など、市町村が独自に行う原子力防災対策強化のための事業に対し、財政支援を行うこと。
- ⑫ 国は、原子力災害対策指針の防護措置について、その実効性や内容を国民に対して分かりやすく説明すること。
- ⑬ 国は、安定ヨウ素剤の管理・服用に関する基準を明確に示すとともに、広域避難や屋内退避の際にも住民に対して迅速かつ確実に配布・服用が行える仕組みを構築すること。また、乳幼児が迅速に服用できる製剤の開発を進めること。
- ⑭ 国は、安定ヨウ素剤の事前配布に伴う説明会に関する要領を早急に示すとともに、事前配布における管理システムを構築するなど、市町村の取組への支援を行うこと。
- ⑮ 国は、テロなどの有事に備えた原子力発電所等の防護対策を強化すること。

## 【原子力政策について】

### (1) 今後の原子力政策

- ① 国は、原子力政策について、立地地域に丁寧な説明を行うとともに、政策の現場である立地地域の意見を尊重し、適宜、政策に反映させること。
- ② 国は、安全性の確認された原子力発電所の稼働にあたっては、その必要性和稼働に至る手順を明確にし、立地自治体や国民の理解が得られるよう、丁寧な説明を行うこと。
- ③ 国は、使用済燃料の中間貯蔵や高レベル放射性廃棄物の最終処分などのバックエンドに係る諸課題については、消費地も含めた国民全体で克服すべき課題であることを広く国民に訴え、国の強いリーダーシップの下で、解決するための取組を早急に進めること。
- ④ 国は、エネルギーを取り巻く国内外の動向を十分に踏まえ、原子力発電所の新增設やリプレースについて、明確な方針を示すこと。
- ⑤ 国は、再処理・プルサーマル・高速増殖炉開発などの意義を国民に丁寧に説明するとともに、必要な資源を投資し、核燃料サイクル政策を着実に進展させること。

### (2) 人材育成の強化・原子力の理解促進

- ① 国は、原子力の確実な安全確保に資する上でも、原子力に携わる人材の育成や技術継承のための取組を強化すること。
- ② 国は、原子力を含めたエネルギー問題や放射線について、学校教育や地域教育での充実を図るなど、正しく理解するための取組を強化すること。
- ③ 国は、原子力政策に対する立地地域の理解と信頼を得るため、自らが地元へ赴き、説明を尽くすこと。
- ④ 国は、エネルギー基本計画において、原子力が重要なベースロード電源と位置付けられたことを踏まえ、我が国における原子力発電の必要性を供給安定性・経済性・環境適合性の観点から踏まえて国民に説明し、理解を得ること。



## 【立地地域対策について】

### (1) 立地地域の経済・雇用対策

- ① 国は、原子力発電所の長期停止や建設工事の延期などによる地域経済への影響の実態を把握し、地域の実情に応じた経済振興や雇用確保のための具体的施策を講じること。
- ② 国は、立地自治体が行う経済振興や雇用維持・創出対策に対し、財政的支援を行うこと。
- ③ 国は、立地地域において企業や人材の流出を防ぎ、新規企業の進出を促進するため、設備投資にかかる借入金の利子補給や電気料金補助制度の拡大、地元雇用に係る交付金制度の創設など、立地地域企業への特別な措置を講じること。
- ④ 国は、立地地域の持続的な発展のため、各地域の特性を活かした新たな産業の創出など、経済産業構造の多様化に向けた具体的施策を講じること。

### (2) 電源三法交付金など

- ① 国は、電源三法交付金について、電力安定供給に資するための施策であることを国民に十分広報し、理解を得ること。
- ② 国は、電源三法交付金について、地域の実情に即した積極的かつ柔軟な事業が行えるよう用途を自由裁量とし、事務手続きを簡素化すること。特に被災地については、事務手続きによって復旧・復興事業などが妨げられないよう、特別な対応を行うこと。
- ③ 国は、規制基準などへの対応のために停止を余儀なくされている原子力発電所について、立地市町村の財政に影響を与えないよう、電源三法交付金のみなし措置を継続すること。
- ④ 国は、事故対応やそのための基金の積み立てが行えるよう、電源三法交付金の上積みを行うこと。
- ⑤ 国は、電源三法交付金について、立地市町村が対応を余儀なくされる施設の解体撤去完了までを交付対象期間とすること。特に原子力事故に伴う廃炉については、交付金の新設など、特別な措置を講じること。
- ⑥ 国は、長期発展対策交付金について、算定に用いる「使用済燃料の貯蔵区分」のかさ上げ措置を講じるとともに、原子炉内への装荷済燃料についても交付金措置を講じること。
- ⑦ 国は、立地地域の振興や福祉向上、雇用創出に大きな役割を果たす原子力立地給付金及びF補助金について、拡充を行うこと。
- ⑧ 国は、原子力発電所等に係る固定資産税について、施設の稼働年数の実態に即し、税制上の耐用年数を延長するとともに、立地市町村の対応が不可欠となる施設の解体撤去完了まで、課税期間を延長すること。

- ⑨ 国は、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法について、立地地域における安全対策の必要性などを考慮し、対象事業の拡大や補助率のさらなるかさ上げなど、制度を拡充すること。
- ⑩ 国は、核燃料税について、市町村配分を明記したガイドラインを示し道県に対して技術的助言を行うなど、市町村への積極的な配分を促すこと。